

議案第5号

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例の制定についての意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め  
ます。

平成31年（2019年）2月15日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司

平 3 0 教 政 第 1 0 3 0 号

平 成 3 1 年 (2019年) 2 月 8 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会



平成 3 1 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する  
意見の申出について (回答)

平成 3 1 年 2 月 8 日付け平 3 0 財 政 第 1 1 5 号で意見を求められた下記の議案については、  
異存ありません。

記

- 1 平成 3 1 年度山口県一般会計予算
- 2 平成 3 0 年度山口県一般会計補正予算 (第 6 号)
- 3 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 5 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 6 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 7 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 8 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例
- 9 山口県使用料手数料条例等の一部を改正する条例
- 1 0 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 1 1 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政



平成 3 1 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する  
意見について

平成 3 1 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号) 第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 平成 3 1 年度山口県一般会計予算
- 2 平成 3 0 年度山口県一般会計補正予算 (第 6 号)
- 3 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 5 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 6 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 7 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 8 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例
- 9 山口県使用料手数料条例等の一部を改正する条例
- 1 0 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 1 1 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

は「における給料月額と一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成三十一年山口県条例第 号。以下「平成三十一年改正条例」という。）附則第五項から第七項までの規定による給料の額との合計額」と、改正後の条例第十条の二第二項、第十八条の六第二項及び第十八条の七第二項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成三十一年改正条例附則第五項から第七項までの規定による給料の額との合計額」と、特別措置条例第三条第一項中「給料月額」とあるのは「給料月額と一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成三十一年山口県条例第 号）附則第五項から第七項までの規定による給料の額との合計額」とする。

（人事委員会への委任）

9 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、人事委員会が定める。

(号給の切替えに伴う経過措置)

5 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける学校職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(人事委員会の定める学校職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

6 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員(前項に規定する学校職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される学校職員との権衡上必要があると認められるときは、当該学校職員には、人事委員会の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

7 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった学校職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による給料を支給される学校職員との権衡上必要があると認められるときは、当該学校職員には、人事委員会の定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。

8 前三項の規定による給料を支給される学校職員に関する第二条の規定による改正後の一般職に属する学校職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第十条第二項、第十条の二第二項、第十八条の六第二項及び第十八条の七第二項並びに義務教育諸学校等の教育職員の給与と特別措置条例(昭和四十六年山口県条例第三十一号。以下「特別措置条例」という。)第三条第一項の規定の適用については、改正後の条例第十条第二項中「における給料月額」とあるの

## 附 則

### (施行期日等)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九項の規定 公布の日

二 第二条及び附則第四項から第八項までの規定 平成三十一年四月一日

2 第一条の規定による改正後の一般職に属する学校職員の給与に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

### (給与の内払)

3 学校職員が、第一条の規定による改正前の一般職に属する学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて平成三十年四月一日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

### (切替日前の異動者の号給の調整)

4 平成三十一年四月一日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した学校職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる学校職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

92		290,900	327,600	348,300	
93		291,300	327,900	348,700	
94		291,500	328,100	349,000	
95		291,700	328,500	349,300	
96		292,000	328,800	349,600	
97		292,400	329,000	349,900	
98		292,700	329,300	350,300	
99		292,900	329,600	350,700	
100		293,200	329,900	351,100	
101		293,500	330,100	351,600	
102		293,700	330,400	352,000	
103		293,900	330,800	352,400	
104		294,200	331,000	352,800	
105		294,500	331,200	353,300	
106			331,400		
107			331,800		
108			332,000		
109			332,200		
110			332,600		
111			333,000		
112			333,400		
113			333,600		
再任 用学 校職 員	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100

備考 この表は、県立学校、中学校、小学校及び共同調理場に勤務する学校栄養職員、技術職員その他の学校職員で人事委員会の定めるものに適用する。

44	214,000	248,200	284,200	314,900	359,800
45	215,200	249,300	285,700	315,800	361,000
46	216,300	250,700	287,400	317,200	361,800
47	217,300	252,200	289,100	318,700	363,000
48	218,400	253,500	290,700	320,300	364,100
49	219,400	255,100	291,900	321,700	365,100
50	220,400	256,500	293,500	323,000	366,100
51	221,300	257,900	294,800	324,200	367,100
52	222,300	259,200	296,400	325,500	368,100
53	222,700	260,300	297,700	326,600	368,900
54	223,600	261,700	299,200	327,600	369,700
55	224,300	263,100	300,600	328,700	370,600
56	225,200	264,400	302,100	329,700	371,500
57	225,900	265,200	303,100	330,200	372,000
58	226,800	266,500	304,300	331,100	372,800
59	227,500	267,800	305,500	331,900	373,600
60	228,300	269,100	306,900	332,800	374,400
61	229,200	270,000	308,200	333,600	374,800
62	230,000	271,200	309,400	333,900	375,500
63	230,900	272,500	310,700	334,500	376,200
64	231,900	273,800	311,900	335,200	376,900
65	232,500	274,600	313,300	335,800	377,300
66	233,300	275,700	314,100	336,500	377,900
67	234,100	276,600	314,900	337,200	378,600
68	234,900	277,700	315,700	337,900	379,200
69	235,600	278,700	316,300	338,600	379,600
70	236,300	279,700	317,000	339,100	380,100
71	237,000	280,800	317,700	339,700	380,600
72	237,600	281,900	318,300	340,300	381,100
73	238,300	282,500	319,000	340,600	381,700
74	239,100	283,200	319,200	341,200	382,200
75	239,900	283,700	319,800	341,700	382,800
76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400
77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900
78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400
79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900
80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400
81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700
82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200
83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600
84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000
85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400
86		289,500	325,400	346,300	
87		289,700	325,600	346,600	
88		289,900	326,000	346,900	
89		290,300	326,400	347,300	
90		290,500	326,800	347,600	
91		290,700	327,200	348,000	



別表第四 医療職給料表(第五条関係)

学校 職員 の区 分	職務の 等 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
再任 用学 校職 員以 外の 学校 職員		円	円	円	円	円
	1	149,000	186,900	222,100	248,100	279,900
	2	150,400	188,500	223,700	249,300	281,900
	3	151,800	190,100	225,300	250,500	284,100
	4	153,200	191,700	226,900	251,900	286,200
	5	154,400	193,200	228,300	253,100	288,300
	6	156,200	194,700	229,900	254,300	290,400
	7	157,900	196,300	231,400	255,500	292,500
	8	159,600	197,800	233,000	256,600	294,600
	9	161,300	199,400	234,100	257,900	296,600
	10	163,000	201,100	235,600	258,900	298,800
	11	164,700	202,700	237,000	259,900	300,900
	12	166,500	204,400	238,200	260,900	303,100
	13	168,000	205,800	239,800	262,200	305,100
	14	169,900	207,400	241,200	263,500	307,000
	15	171,900	209,000	242,400	265,100	309,100
	16	173,800	210,600	243,800	266,500	311,100
	17	175,700	212,000	244,700	268,000	313,100
	18	177,600	213,600	245,900	269,800	315,100
	19	179,400	215,300	247,100	271,600	317,200
	20	181,300	217,000	248,300	273,400	319,300
	21	183,200	218,300	249,700	275,200	321,100
	22	184,700	219,800	250,700	277,000	323,100
	23	186,200	221,200	251,700	278,800	324,900
	24	187,700	222,700	252,800	280,500	326,900
	25	189,300	224,100	254,000	282,300	328,600
	26	190,600	225,500	255,300	284,200	330,500
	27	192,100	226,800	256,700	286,100	332,500
	28	193,500	228,100	258,200	287,900	334,500
	29	195,000	229,400	259,600	289,600	335,800
	30	196,200	230,800	261,300	291,400	337,600
	31	197,500	232,300	263,000	293,200	339,300
	32	198,800	233,700	264,600	295,100	341,100
	33	200,200	234,800	266,000	296,800	342,800
	34	201,600	236,100	267,800	298,500	344,600
	35	202,900	237,100	269,500	300,300	346,500
	36	204,300	238,400	271,200	302,100	348,300
	37	205,400	239,800	272,700	303,400	350,100
	38	206,700	241,100	274,400	305,100	351,800
	39	208,000	242,200	276,100	306,600	353,400
	40	209,300	243,500	277,700	308,200	355,100
	41	210,400	244,800	279,200	309,900	356,300
	42	211,600	245,900	280,800	311,600	357,400
43	212,800	247,100	282,500	313,200	358,600	

118	305,000	389,500		
119	305,300	390,300		
120	305,600	391,100		
121	305,800	391,700		
122	306,000	392,500		
123	306,200	393,200		
124	306,500	393,900		
125	306,800	394,500		
126		395,200		
127		395,700		
128		396,300		
129		397,000		
130		397,600		
131		398,100		
132		398,600		
133		398,900		
134		399,200		
135		399,500		
136		399,800		
137		400,100		
138		400,400		
139		400,700		
140		401,000		
141		401,300		
142		401,600		
143		401,900		
144		402,200		
145		402,400		
146		402,700		
147		403,000		
148		403,200		
149		403,400		
150		403,700		
151		404,000		
152		404,200		
153		404,400		
154		404,700		
155		405,000		
156		405,200		
157		405,400		
再任用学校職員	225,200	271,100	324,400	405,200

備考

- (一) この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の学校職員で人事委員会の定めるものに適用する。
- (二) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級である学校職員で人事委員会の定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

56	252,000	294,500	394,900
57	253,200	296,500	396,300
58	254,400	299,000	397,500
59	255,500	301,300	398,700
60	256,700	304,000	400,000
61	258,100	306,400	401,200
62	259,100	308,800	402,200
63	260,300	311,300	403,600
64	261,200	313,600	404,900
65	262,200	315,800	406,100
66	263,600	318,000	407,200
67	265,000	320,100	408,400
68	266,400	322,300	409,500
69	268,000	324,200	410,500
70	269,500	326,300	411,700
71	271,000	328,400	412,900
72	272,400	330,400	414,100
73	273,400	332,500	414,700
74	274,600	334,600	415,500
75	275,900	336,800	416,200
76	277,100	339,000	416,700
77	278,300	340,700	417,000
78	279,400	342,600	417,400
79	280,600	344,300	417,800
80	281,800	346,100	418,200
81	283,000	347,900	418,500
82	283,900	349,700	418,900
83	285,100	351,100	419,300
84	286,300	352,900	419,600
85	287,200	354,100	419,900
86	288,100	355,700	420,300
87	288,800	357,200	420,700
88	289,800	358,700	421,000
89	290,800	360,000	421,300
90	291,700	361,300	421,600
91	292,600	362,700	421,900
92	293,400	364,100	422,100
93	293,700	365,600	422,300
94	294,400	366,900	
95	295,100	368,200	
96	295,900	369,400	
97	296,700	370,400	
98	297,500	371,400	
99	298,300	372,400	
100	299,000	373,400	
101	299,900	374,300	
102	300,400	375,300	
103	300,900	376,300	
104	301,400	377,300	
105	301,600	378,100	
106	302,000	379,000	
107	302,300	379,900	
108	302,500	380,900	
109	302,700	381,700	
110	302,900	382,700	
111	303,200	383,700	
112	303,500	384,700	
113	303,700	385,300	
114	303,900	386,200	
115	304,100	387,100	
116	304,400	388,000	
117	304,700	388,800	

ロ 教育職 給料表 (二)

学校 職員 の区 分	職務の 等級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
再任学 校職 員以 外の 学校 職員		円	円	円	円
	1	157,900	173,900	291,300	406,700
	2	159,400	176,000	293,900	408,200
	3	160,900	178,100	296,800	409,700
	4	162,400	180,300	299,300	411,200
	5	164,100	182,300	301,800	412,600
	6	166,000	184,500	304,200	414,000
	7	167,800	186,700	306,500	415,500
	8	169,600	188,900	308,900	417,100
	9	171,400	191,200	311,300	418,500
	10	173,500	194,000	313,900	419,900
	11	175,500	196,700	316,600	421,300
	12	177,500	199,400	319,500	422,600
	13	179,500	202,300	321,900	423,900
	14	181,700	204,000	323,900	425,300
	15	183,900	205,600	325,900	426,700
	16	186,100	207,300	328,200	428,100
	17	188,400	209,100	330,200	429,300
	18	191,000	210,700	332,400	430,600
	19	193,500	212,400	334,700	431,800
	20	196,000	214,000	336,800	433,100
	21	198,500	215,800	339,000	434,200
	22	200,200	217,700	341,200	435,400
	23	201,900	219,600	343,500	436,700
	24	203,600	221,500	345,800	438,000
	25	205,100	223,000	347,500	439,300
	26	206,500	225,000	349,300	440,500
	27	208,100	227,000	351,200	441,500
	28	209,600	229,000	353,100	442,600
	29	211,300	230,800	354,900	443,800
	30	213,000	233,500	356,700	444,600
	31	214,700	236,200	358,400	445,400
	32	216,400	238,900	360,300	446,300
	33	217,800	241,500	361,600	447,200
	34	219,500	244,300	363,300	447,700
	35	221,200	246,900	364,800	448,200
	36	222,900	249,600	366,600	448,700
	37	224,300	252,100	368,500	449,200
	38	226,000	254,600	370,000	
	39	227,700	257,100	371,300	
	40	229,400	259,400	372,900	
	41	231,000	262,000	374,000	
	42	232,700	264,400	375,400	
	43	234,300	266,600	376,800	
	44	235,900	268,800	378,300	
	45	237,600	270,900	379,700	
	46	239,100	273,100	381,300	
	47	240,400	275,300	382,900	
	48	241,800	277,300	384,400	
	49	243,000	279,600	385,800	
	50	244,400	281,600	387,300	
	51	245,900	283,500	388,800	
	52	247,100	285,500	390,200	
	53	248,200	287,300	391,400	
	54	249,600	289,700	392,700	
55	250,800	292,000	393,800		

	147	327,000			
	148	327,300			
	149	327,500			
	150	327,700			
	151	328,000			
	152	328,300			
	153	328,500			
再任 用学 校職 員		234,000	274,300	331,100	415,200

備考

- (一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の学校職員で人事委員会の定めるものに適用する。
- (二) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級である学校職員で人事委員会の定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

96	301,200	389,900
97	302,200	391,300
98	303,300	392,300
99	304,300	393,400
100	305,400	394,400
101	306,300	395,300
102	307,400	396,300
103	308,500	397,400
104	309,500	398,500
105	310,100	399,200
106	311,000	400,100
107	311,800	401,000
108	312,600	401,900
109	313,500	402,700
110	313,900	403,600
111	314,300	404,400
112	314,800	405,200
113	315,400	405,800
114	315,800	406,500
115	316,300	407,200
116	316,800	407,900
117	317,400	408,500
118	317,900	409,000
119	318,300	409,400
120	318,800	409,800
121	319,300	410,200
122	319,700	410,500
123	320,200	410,800
124	320,700	411,000
125	321,300	411,200
126	321,600	411,500
127	321,900	411,800
128	322,200	412,000
129	322,400	412,200
130	322,700	412,500
131	323,000	412,800
132	323,300	413,000
133	323,500	413,200
134	323,700	413,500
135	323,900	413,800
136	324,200	414,000
137	324,500	414,200
138	324,700	414,500
139	325,000	414,800
140	325,300	415,000
141	325,500	415,200
142	325,700	415,500
143	326,000	415,800
144	326,200	416,000
145	326,500	416,200
146	326,700	

45	238,300	296,500	410,600
46	239,700	299,000	411,900
47	241,000	301,300	413,400
48	242,200	304,000	415,000
49	243,600	306,400	416,700
50	245,100	308,800	418,100
51	246,300	311,300	419,700
52	247,800	313,600	421,200
53	249,000	315,800	422,900
54	250,200	318,000	424,400
55	251,600	320,100	426,000
56	252,700	322,300	427,600
57	254,000	324,200	429,100
58	255,100	326,300	430,600
59	256,200	328,400	431,800
60	257,400	330,400	433,000
61	258,700	332,500	434,200
62	259,800	334,600	435,500
63	261,200	336,800	436,800
64	262,300	339,000	438,000
65	263,600	340,700	439,200
66	265,100	342,900	440,400
67	266,600	344,900	441,600
68	268,300	347,100	442,800
69	269,700	348,900	444,000
70	271,100	350,800	445,200
71	272,500	352,800	446,400
72	273,900	354,800	447,600
73	275,000	356,400	448,700
74	276,400	358,300	449,300
75	277,800	360,100	449,800
76	279,000	362,000	450,300
77	280,200	363,800	450,800
78	281,400	365,500	
79	282,600	367,200	
80	283,800	368,800	
81	284,900	370,300	
82	286,100	371,800	
83	287,300	373,300	
84	288,500	374,700	
85	289,500	375,800	
86	290,600	377,200	
87	291,600	378,600	
88	292,800	379,900	
89	293,900	381,200	
90	295,000	382,500	
91	296,200	383,700	
92	297,400	385,000	
93	297,900	386,300	
94	298,900	387,400	
95	300,000	388,700	

別表第三 教育職給料表(第五条関係)

イ 教育職給料表(一)

学校 職員の 区分	職務の 等級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
再任 用学 校職 員以 外の 学校 職員		円	円	円	円
	1	157,900	202,300	330,200	416,900
	2	159,400	204,000	332,400	418,700
	3	160,900	205,600	334,700	420,500
	4	162,400	207,300	336,800	422,200
	5	164,100	209,100	339,000	423,700
	6	166,000	210,700	341,200	425,200
	7	167,800	212,400	343,500	427,100
	8	169,600	214,000	345,800	429,000
	9	171,400	215,800	347,500	430,800
	10	173,500	217,700	349,600	432,600
	11	175,500	219,600	351,700	434,500
	12	177,500	221,500	353,800	436,300
	13	179,500	223,000	355,900	438,000
	14	181,700	225,000	357,900	439,900
	15	183,900	227,000	359,900	441,700
	16	186,100	229,000	361,900	443,600
	17	188,400	230,800	363,500	445,300
	18	191,000	233,500	365,400	447,100
	19	193,500	236,200	367,200	448,900
	20	196,000	238,900	369,200	450,700
	21	198,500	241,500	370,800	452,300
	22	200,200	244,300	372,700	454,000
	23	201,900	246,900	374,500	455,900
	24	203,600	249,600	376,400	457,600
	25	205,100	252,100	377,700	459,300
	26	206,600	254,600	379,500	460,900
	27	208,300	257,100	381,300	462,500
	28	209,900	259,400	383,200	464,000
	29	211,400	262,000	385,000	465,500
	30	213,100	264,400	386,900	466,800
	31	214,800	266,600	388,800	468,100
	32	216,500	268,800	390,800	469,400
	33	218,000	270,900	392,500	470,600
	34	219,800	273,100	394,200	471,300
	35	221,600	275,300	395,800	472,000
	36	223,400	277,300	397,600	472,700
	37	224,900	279,600	398,800	473,300
	38	226,700	281,600	400,300	
	39	228,500	283,500	401,700	
	40	230,300	285,500	403,100	
	41	232,000	287,300	404,800	
	42	233,700	289,700	406,200	
	43	235,300	292,000	407,500	
44	236,900	294,500	409,000		



57	256,100	307,100	360,800	415,300	444,600	492,400
58	256,800	308,100	362,000	415,500	445,300	
59	257,200	309,200	363,100	416,100	446,000	
60	257,800	310,300	364,400	416,500	446,700	
61	258,400	311,000	365,500	416,800	447,100	
62	258,800	311,700	366,100	417,400	447,400	
63	259,300	312,500	366,600	418,000	447,700	
64	259,800	313,300	367,200	418,600	448,000	
65	260,200	313,600	367,600	419,200	448,200	
66	260,600	314,300	368,100	419,800	448,500	
67	260,800	314,800	368,600	420,300	448,800	
68	261,300	315,400	369,100	420,900	449,100	
69	261,600	316,100	369,300	421,500	449,300	
70			369,600	422,000	449,600	
71			370,000	422,600	449,900	
72			370,300	423,200	450,100	
73			370,800	423,700	450,300	
74			371,000	424,300		
75			371,500	424,800		
76			371,900	425,400		
77			372,200	425,900		
78			372,700	426,500		
79			373,200	427,200		
80			373,700	427,800		
81			374,200	428,100		
82			374,600	428,700		
83			375,100	429,400		
84			375,600	430,000		
85			376,000	430,400		
86			376,500	430,900		
87			376,900	431,600		
88			377,400	432,300		
89			377,900	432,500		
90			378,400			
91			378,900			
92			379,400			
93			379,700			
94			380,100			
95			380,600			
96			381,000			
97			381,500			
98			381,800			
99			382,300			
100			382,700			
101			383,300			
再任用 学校職員	220,300	250,300	279,700	320,400	349,200	395,700

備考 この表は、人事委員会の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士その他の学校職員で人事委員会の定めるものに適用する。

別表第二 海事職給料表(第五条関係)

学校 職員の 区分	職務の 等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
再任 用学 校職 員以 外の 学校 職員		円	円	円	円	円	円
	1	172,900	226,600	270,400	319,200	356,100	416,400
	2	175,200	228,800	272,200	321,200	358,400	418,900
	3	177,700	230,800	274,000	323,300	360,600	421,500
	4	180,000	232,900	275,800	325,400	363,100	424,000
	5	182,400	234,900	277,100	327,600	365,100	426,200
	6	184,900	236,900	279,000	329,500	368,200	428,600
	7	187,300	239,000	280,800	331,100	371,400	431,000
	8	189,900	241,100	282,600	332,800	374,300	433,400
	9	192,100	243,300	284,000	334,300	377,100	435,100
	10	194,500	245,200	286,500	336,600	380,200	437,200
	11	196,900	247,100	288,700	338,900	383,300	439,400
	12	199,400	249,000	290,900	341,400	386,300	441,600
	13	201,900	250,700	293,300	343,300	389,000	443,300
	14	204,500	252,600	295,900	345,600	391,700	445,500
	15	207,200	254,400	298,100	347,900	394,500	447,600
	16	209,800	256,300	300,500	350,300	397,200	449,800
	17	212,200	257,900	302,700	352,600	400,000	451,900
	18	214,900	259,800	304,900	355,100	402,000	454,200
	19	217,600	261,700	307,100	357,500	404,000	456,500
	20	220,300	263,600	309,200	359,900	406,000	458,700
	21	222,900	265,100	311,200	362,300	407,500	460,900
	22	224,500	266,700	312,400	364,700	409,400	462,700
	23	226,100	268,200	313,500	366,900	411,200	464,400
	24	227,700	269,600	314,700	369,200	413,200	466,100
	25	229,200	271,100	316,000	371,300	414,700	467,500
	26	230,600	272,700	317,400	373,700	416,200	468,800
	27	232,100	274,100	318,900	376,100	417,900	470,000
	28	233,400	275,600	320,500	378,400	419,600	471,100
	29	235,000	276,900	321,800	380,400	420,600	472,200
	30	235,800	278,300	323,400	382,500	422,200	473,200
	31	236,900	279,700	325,000	384,700	423,700	474,200
	32	238,000	280,900	326,700	386,800	425,300	475,400
	33	239,200	281,700	328,200	388,500	426,800	475,700
	34	240,100	283,100	329,800	390,100	428,100	476,700
	35	240,900	284,200	331,100	391,700	429,400	477,800
	36	241,800	285,500	332,600	393,500	430,600	478,900
	37	242,500	286,500	334,100	395,000	431,800	479,800
	38	243,300	287,700	335,700	396,400	432,800	480,700
	39	244,100	288,500	337,300	397,900	433,800	481,600
	40	245,000	289,500	338,700	399,400	434,800	482,500
	41	245,900	290,600	340,000	399,900	435,200	483,300
	42	246,800	291,500	341,300	401,200	435,800	484,000
	43	247,700	292,300	342,800	402,400	436,500	484,700
	44	248,600	293,000	344,300	403,800	437,200	485,400
	45	249,400	293,900	345,700	405,200	437,800	485,900
	46	250,300	295,100	347,100	406,600	438,100	486,500
	47	251,100	296,200	348,500	408,000	438,700	487,100
	48	252,000	297,500	349,900	409,300	439,200	487,700
	49	252,400	298,900	350,700	410,600	439,500	488,000
	50	253,100	300,000	352,100	411,500	440,200	488,600
	51	253,700	301,100	353,400	412,400	440,900	489,300
	52	254,100	302,000	354,800	413,300	441,600	489,800
	53	254,300	303,000	356,100	413,500	442,200	490,300
	54	254,700	304,000	357,500	413,900	442,900	491,000
	55	255,100	305,100	358,800	414,400	443,600	491,300
56	255,800	306,000	360,200	414,900	444,200	491,900	

100			296,900	344,800			
101			297,100	345,100			
102			297,400	345,500			
103			297,800	345,900			
104			298,100	346,300			
105			298,300	346,800			
106			298,600	347,200			
107			299,000	347,600			
108			299,300	348,000			
109			299,500	348,500			
110			299,900	348,900			
111			300,300	349,200			
112			300,600	349,500			
113			300,800	350,000			
114			301,000				
115			301,300				
116			301,700				
117			301,900				
118			302,100				
119			302,400				
120			302,700				
121			303,100				
122			303,300				
123			303,600				
124			303,900				
125			304,200				
再任 用学 校職 員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての学校職員に適用する。

48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900
49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500
50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100
51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600
52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000
53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400
54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700
55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000
56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300
57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600
58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900
59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200
60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500
61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800
62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100
63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400
64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700
65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000
66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			

別表第一 行政職給料表(第五条関係)

学校 職員の 区分	職務の 等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
再任学 校職 員以 外の 学校 職員		円	円	円	円	円	円
	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600
	11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600
	12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800
	13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600
	14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600
	15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600
	16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600
	17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300
	18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300
	19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100
	20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000
	21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900
	22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800
	23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800
	24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700
	25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700
	26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600
	27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600
	28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600
	29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100
	30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900
	31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700
	32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300
	33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100
	34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500
	35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000
	36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600
	37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000
	38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200
	39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400
	40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500
	41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600
	42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800
	43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000
	44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100
	45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800
	46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500
47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	



92			296,700	334,000	355,100	
93			297,100	334,500	355,500	
94			297,300	334,600	355,800	
95			297,500	335,000	356,200	
96			297,800	335,300	356,500	
97			298,200	335,500	356,800	
98			298,500	335,800	357,200	
99			298,800	336,100	357,600	
100			299,100	336,400	358,000	
101			299,300	336,600	358,400	
102			299,500	336,900	359,000	
103			299,800	337,300	359,400	
104			300,100	337,500	359,800	
105			300,400	337,600	360,200	
106				337,900		
107				338,300		
108				338,500		
109				338,700		
110				339,100		
111				339,500		
112				339,800		
113				340,000		
再任用 学校職員		192,400	219,400	248,200	261,900	287,500

備考 この表は、県立学校、中学校、小学校及び共同調理場に勤務する学校栄養職員、技術職員その他の学校職員で人事委員会の定めるものに適用する。

44	218,000	253,200	289,700	320,900	367,000
45	219,200	254,100	291,100	322,100	368,200
46	220,300	255,700	292,800	323,600	369,000
47	221,300	257,100	294,500	325,000	370,100
48	222,400	258,500	296,300	326,600	371,200
49	223,400	260,200	297,700	328,200	372,400
50	224,400	261,600	299,300	329,500	373,400
51	225,300	262,900	300,600	330,700	374,400
52	226,300	264,300	302,200	332,100	375,300
53	226,900	265,500	303,600	333,100	376,100
54	227,800	266,900	305,000	334,100	377,000
55	228,600	268,300	306,400	335,100	377,900
56	229,600	269,600	307,900	336,200	378,800
57	230,400	270,500	309,100	336,800	379,500
58	231,300	271,800	310,300	337,800	380,200
59	232,000	273,100	311,600	338,600	381,000
60	232,900	274,400	313,000	339,500	381,800
61	233,700	275,100	314,400	340,200	382,300
62	234,600	276,400	315,600	340,500	383,000
63	235,500	277,800	316,800	341,200	383,700
64	236,600	279,100	318,100	341,900	384,400
65	237,000	280,100	319,400	342,600	384,900
66	237,900	281,200	320,200	343,300	385,400
67	238,700	282,100	321,000	344,000	386,100
68	239,500	283,300	321,900	344,700	386,700
69	240,200	284,300	322,600	345,300	387,200
70	240,900	285,300	323,300	345,900	387,800
71	241,500	286,300	324,000	346,500	388,300
72	242,100	287,400	324,500	347,100	388,800
73	242,900	288,100	325,300	347,400	389,400
74	243,700	288,800	325,500	348,100	389,900
75	244,500	289,400	326,100	348,600	390,400
76	245,200	290,200	326,700	349,200	391,000
77	245,700	291,000	327,400	349,700	391,400
78	246,400	291,600	327,900	350,100	391,900
79	247,000	292,100	328,400	350,600	392,500
80	247,600	292,700	328,900	351,100	393,000
81	247,800	293,400	329,400	351,400	393,200
82	248,200	294,000	329,900	351,700	393,800
83	248,600	294,400	330,400	352,100	394,200
84	249,000	294,800	330,900	352,400	394,500
85	249,300	295,000	331,400	352,900	394,800
86		295,200	331,800	353,200	
87		295,400	332,000	353,500	
88		295,600	332,400	353,800	
89		296,000	332,800	354,200	
90		296,300	333,200	354,500	
91		296,500	333,600	354,800	



別表第四 医療職給料表(第五条関係)

学校 職員 の 区 分	職務 等 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
再任学 校職 員以 外の 学校 職員		円	円	円	円	円
	1	151,900	190,500	226,200	252,800	285,400
	2	153,300	192,200	227,800	254,200	287,500
	3	154,700	193,800	229,400	255,400	289,700
	4	156,100	195,500	231,100	256,600	291,700
	5	157,400	196,900	232,400	257,800	293,900
	6	159,200	198,500	234,000	259,100	296,100
	7	160,900	200,100	235,600	260,300	298,300
	8	162,600	201,700	237,200	261,400	300,400
	9	164,400	203,200	238,700	262,700	302,400
	10	166,200	204,900	240,200	263,600	304,700
	11	167,900	206,600	241,500	264,900	306,700
	12	169,700	208,300	242,900	266,100	308,900
	13	171,300	209,800	244,500	267,300	311,000
	14	173,200	211,500	245,800	268,800	313,000
	15	175,200	213,200	247,200	270,300	315,200
	16	177,200	214,800	248,400	272,000	317,200
	17	179,100	216,200	249,500	273,300	319,100
	18	181,000	217,900	250,800	275,200	321,200
	19	182,900	219,600	252,000	277,000	323,400
	20	184,800	221,300	253,200	278,900	325,400
	21	186,800	222,500	254,500	280,700	327,400
	22	188,300	223,900	255,600	282,500	329,500
	23	189,800	225,300	256,700	284,400	331,300
	24	191,300	226,800	257,800	286,100	333,400
	25	192,800	228,200	258,800	288,000	335,100
	26	194,400	229,700	260,400	289,900	337,100
	27	195,900	231,100	261,800	291,600	339,000
	28	197,300	232,400	263,500	293,500	340,900
	29	198,800	233,900	264,900	295,500	342,500
	30	200,200	235,300	266,600	297,300	344,300
	31	201,500	236,800	268,300	299,200	346,000
	32	202,800	238,100	269,900	301,000	347,800
	33	204,000	239,400	271,300	302,600	349,700
	34	205,400	240,800	273,100	304,500	351,500
	35	206,800	241,800	274,800	306,200	353,400
	36	208,200	243,000	276,400	308,000	355,200
	37	209,300	244,500	278,100	309,600	356,900
	38	210,600	245,800	279,800	311,200	358,600
	39	212,000	247,000	281,400	312,700	360,200
	40	213,300	248,400	283,000	314,500	362,000
	41	214,400	249,600	284,700	316,000	363,300
	42	215,600	250,800	286,300	317,700	364,600
43	216,800	252,100	288,000	319,300	365,700	

118	310,900	397,400		
119	311,200	398,200		
120	311,500	399,000		
121	311,600	399,700		
122	311,800	400,400		
123	312,100	401,100		
124	312,400	401,800		
125	312,600	402,500		
126		403,200		
127		403,800		
128		404,400		
129		405,100		
130		405,600		
131		406,300		
132		406,800		
133		407,100		
134		407,400		
135		407,600		
136		408,000		
137		408,300		
138		408,500		
139		408,700		
140		409,100		
141		409,200		
142		409,500		
143		409,800		
144		410,100		
145		410,300		
146		410,600		
147		410,900		
148		411,100		
149		411,300		
150		411,600		
151		411,900		
152		412,100		
153		412,300		
154		412,600		
155		412,900		
156		413,100		
157		413,300		
再任用学校職員	229,500	276,400	330,800	413,200

備考

- (一) この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の学校職員で人事委員会の定めるものに適用する。
- (二) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級である学校職員で人事委員会の定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

56	257,000	300,300	402,900
57	258,200	302,300	404,400
58	259,400	304,900	405,500
59	260,500	307,300	406,800
60	261,700	310,000	408,100
61	263,000	312,400	409,400
62	264,300	315,000	410,300
63	265,600	317,300	411,700
64	266,400	319,700	413,100
65	267,300	321,800	414,300
66	268,800	324,100	415,400
67	270,300	326,200	416,600
68	271,700	328,400	417,800
69	273,300	330,600	418,900
70	274,800	332,800	420,100
71	276,100	335,000	421,200
72	277,500	337,000	422,400
73	278,800	339,100	423,200
74	280,000	341,200	424,000
75	281,200	343,400	424,700
76	282,400	345,600	425,200
77	283,800	347,400	425,400
78	285,000	349,300	425,700
79	286,100	351,200	426,300
80	287,300	353,000	426,800
81	288,500	354,800	427,100
82	289,600	356,500	427,500
83	290,700	358,100	427,700
84	291,900	359,900	428,000
85	292,900	361,100	428,500
86	293,800	362,900	428,700
87	294,700	364,500	429,300
88	295,700	366,000	429,500
89	296,600	367,500	429,800
90	297,500	368,800	430,000
91	298,300	370,000	430,600
92	299,200	371,300	430,700
93	299,500	372,800	430,800
94	300,200	374,100	
95	300,900	375,300	
96	301,700	376,600	
97	302,500	377,700	
98	303,300	378,800	
99	304,000	379,900	
100	304,700	380,900	
101	305,600	382,100	
102	306,100	383,100	
103	306,600	384,100	
104	307,100	385,100	
105	307,400	385,800	
106	307,800	386,800	
107	308,200	387,700	
108	308,500	388,700	
109	308,700	389,600	
110	308,900	390,500	
111	309,200	391,500	
112	309,400	392,500	
113	309,600	393,100	
114	309,800	394,000	
115	310,000	394,900	
116	310,300	395,700	
117	310,600	396,600	

ロ 教育職給料表(二)

学校 職員の 区分	職務の 等級	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
再任 用学 校職 員以 外の 学校 職員		円	円	円	円
	1	160,900	177,300	297,000	415,000
	2	162,400	179,400	299,700	416,500
	3	163,900	181,500	302,600	418,000
	4	165,400	183,700	305,100	419,500
	5	167,200	185,800	307,600	420,900
	6	169,100	188,000	310,200	422,400
	7	170,900	190,200	312,500	423,900
	8	172,800	192,500	315,000	425,500
	9	174,600	194,800	317,400	427,000
	10	176,800	197,700	320,000	428,400
	11	178,800	200,400	322,800	429,800
	12	180,800	203,200	325,700	431,100
	13	182,900	206,200	328,200	432,500
	14	185,100	207,900	330,300	433,900
	15	187,300	209,600	332,300	435,300
	16	189,500	211,300	334,700	436,600
	17	191,900	213,200	336,700	437,900
	18	194,500	214,900	339,000	439,200
	19	197,100	216,600	341,300	440,300
	20	199,600	218,300	343,400	441,600
	21	202,200	220,100	345,700	442,800
	22	203,900	222,000	347,900	444,100
	23	205,600	223,900	350,200	445,300
	24	207,300	225,800	352,500	446,600
	25	208,800	227,400	354,400	447,900
	26	210,400	229,400	356,300	449,200
	27	212,100	231,400	358,100	450,400
	28	213,800	233,500	360,000	451,500
	29	215,500	235,500	361,500	452,500
	30	217,200	238,200	363,600	453,600
	31	218,900	240,900	365,300	454,400
	32	220,600	243,600	367,100	455,000
	33	222,000	246,200	368,700	456,100
	34	223,700	249,000	370,500	456,600
	35	225,400	251,700	372,100	457,000
	36	227,100	254,500	373,900	457,700
	37	228,700	257,100	375,700	458,300
	38	230,400	259,600	377,200	
	39	232,200	261,900	378,600	
	40	233,900	264,400	380,200	
	41	235,500	267,000	381,400	
	42	237,200	269,500	382,900	
	43	238,700	271,800	384,300	
	44	240,400	274,000	385,800	
	45	241,900	276,300	387,300	
	46	243,400	278,500	388,900	
	47	244,800	280,700	390,400	
	48	246,200	282,800	392,000	
	49	247,800	285,100	393,500	
	50	249,200	287,100	395,000	
	51	250,800	289,000	396,500	
	52	252,000	291,100	398,000	
	53	253,100	292,900	399,300	
	54	254,500	295,300	400,500	
55	255,700	297,800	401,700		

	147	333,300			
	148	333,600			
	149	333,800			
	150	334,100			
	151	334,400			
	152	334,600			
	153	334,800			
再任 用学 校職 員		238,400	279,700	337,600	423,400

備考

- (一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の学校職員で人事委員会の定めるものに適用する。
- (二) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級である学校職員で人事委員会の定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

96	307,300	397,700
97	308,300	399,100
98	309,400	400,200
99	310,300	401,200
100	311,400	402,300
101	312,200	403,200
102	313,400	404,300
103	314,400	405,300
104	315,500	406,400
105	316,100	407,300
106	317,000	408,300
107	317,800	409,200
108	318,600	410,100
109	319,500	411,000
110	319,900	411,900
111	320,400	412,700
112	320,900	413,500
113	321,500	414,100
114	322,000	414,800
115	322,500	415,500
116	323,000	416,200
117	323,600	416,900
118	324,100	417,400
119	324,500	417,600
120	325,000	418,000
121	325,500	418,700
122	325,900	419,000
123	326,400	419,100
124	326,900	419,400
125	327,500	419,700
126	327,800	419,900
127	328,100	420,300
128	328,400	420,400
129	328,700	420,500
130	329,100	420,800
131	329,400	421,100
132	329,600	421,300
133	329,800	421,500
134	330,000	421,800
135	330,200	422,100
136	330,500	422,300
137	330,800	422,500
138	331,000	422,800
139	331,300	423,100
140	331,600	423,300
141	331,800	423,500
142	332,000	423,800
143	332,300	424,100
144	332,500	424,300
145	332,800	424,500
146	333,000	

45	242,900	302,300	418,900
46	244,300	304,900	420,300
47	245,500	307,300	421,800
48	246,900	310,000	423,400
49	248,300	312,400	425,100
50	249,800	315,000	426,600
51	251,100	317,300	428,200
52	252,500	319,700	429,800
53	253,700	321,800	431,500
54	255,000	324,100	433,000
55	256,400	326,200	434,600
56	257,600	328,400	436,100
57	258,900	330,600	437,700
58	260,000	332,800	439,200
59	261,100	335,000	440,600
60	262,400	337,000	441,700
61	263,600	339,100	442,900
62	265,100	341,200	444,400
63	266,300	343,400	445,700
64	267,700	345,600	446,800
65	268,800	347,500	448,000
66	270,400	349,700	449,400
67	271,800	351,800	450,600
68	273,500	354,000	451,700
69	274,900	355,800	452,900
70	276,300	357,800	454,300
71	277,800	359,900	455,500
72	279,200	361,900	456,500
73	280,300	363,600	457,500
74	281,700	365,300	458,400
75	283,000	367,200	458,900
76	284,400	369,200	459,400
77	285,700	371,000	459,700
78	286,900	372,700	
79	288,100	374,300	
80	289,300	375,900	
81	290,400	377,500	
82	291,600	379,000	
83	292,700	380,400	
84	293,900	382,000	
85	295,000	383,200	
86	296,300	384,600	
87	297,300	386,000	
88	298,500	387,400	
89	299,600	388,800	
90	300,700	390,100	
91	301,900	391,300	
92	303,200	392,600	
93	303,800	394,000	
94	304,900	395,200	
95	306,100	396,400	

別表第二 海事職給料表(第五条関係)

学校 職員の 区分	職務の 等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
		円	円	円	円	円	円
	1	176,200	230,800	275,800	325,200	362,800	424,400
	2	178,600	233,100	277,600	327,300	365,300	427,000
	3	181,000	235,300	279,400	329,500	367,700	429,500
	4	183,300	237,500	281,200	331,500	370,100	432,100
	5	185,800	239,500	282,400	333,900	372,400	434,400
	6	188,300	241,600	284,300	335,700	375,500	436,900
	7	190,700	243,700	286,100	337,600	378,600	439,300
	8	193,300	245,800	288,000	339,300	381,700	441,700
	9	195,600	247,900	289,600	340,900	384,600	443,600
再任 用学 校職 員以 外の 学校 職員	10	198,100	249,800	292,100	343,200	387,600	445,800
	11	200,500	251,800	294,400	345,500	390,800	448,000
	12	203,200	253,800	296,600	347,900	393,700	450,300
	13	205,700	255,700	299,100	350,100	396,700	451,800
	14	208,300	257,600	301,600	352,500	399,400	454,000
	15	211,000	259,300	304,000	354,800	402,200	456,300
	16	213,700	261,200	306,400	357,200	405,000	458,600
	17	216,200	263,000	308,600	359,600	407,700	460,700
	18	218,900	264,900	310,900	362,100	409,800	463,100
	19	221,600	266,800	313,100	364,500	411,800	465,400
	20	224,300	268,700	315,100	367,000	413,800	467,600
	21	227,000	270,200	317,300	369,300	415,500	469,900
	22	228,600	271,900	318,400	371,800	417,300	471,600
	23	230,200	273,500	319,600	374,000	419,200	473,400
	24	231,800	274,900	320,800	376,300	421,200	475,100
	25	233,400	276,400	322,100	378,600	422,800	476,500
	26	234,900	278,000	323,700	381,000	424,500	477,800
	27	236,500	279,500	325,200	383,300	426,200	479,100
	28	238,000	281,000	326,900	385,800	427,900	480,400
	29	239,600	282,400	328,100	387,800	428,900	481,400
	30	240,600	283,800	329,800	390,000	430,500	482,600
	31	241,700	285,200	331,400	392,100	432,100	483,700
	32	242,700	286,400	333,100	394,200	433,800	484,900
	33	243,900	287,400	334,700	396,000	435,400	485,400
	34	244,800	288,800	336,300	397,600	436,600	486,500
	35	245,700	290,000	337,600	399,400	437,800	487,600
	36	246,600	291,200	339,000	401,200	439,100	488,700
	37	247,200	292,200	340,700	402,900	440,400	489,700
	38	248,100	293,300	342,300	404,400	441,300	490,600
	39	249,000	294,200	343,800	405,900	442,300	491,400
	40	249,900	295,200	345,400	407,300	443,300	492,300
	41	250,900	296,300	346,700	408,000	443,600	493,200
	42	251,800	297,200	348,100	409,300	444,300	493,900
	43	252,600	298,200	349,600	410,600	445,000	494,600
	44	253,500	298,800	351,100	411,900	445,700	495,300
	45	254,300	299,700	352,500	413,400	446,300	495,800
	46	255,200	300,900	353,900	414,800	446,600	496,300
	47	256,000	302,000	355,200	416,000	447,200	496,900
	48	256,900	303,400	356,500	417,400	447,800	497,500
	49	257,400	304,900	357,700	418,700	448,300	497,800
	50	258,100	306,000	359,200	419,600	449,000	498,400
	51	258,700	306,900	360,500	420,500	449,700	499,100
	52	259,100	307,800	361,900	421,300	450,400	499,600
	53	259,200	308,900	363,300	421,600	451,000	500,200
	54	259,700	310,000	364,700	422,000	451,700	500,900
	55	260,100	311,100	365,900	422,500	452,400	501,300
	56	260,800	312,000	367,300	423,000	453,100	501,900



	100		302,800	351,400			
	101		303,000	351,700			
	102		303,300	352,100			
	103		303,700	352,500			
	104		304,000	352,900			
	105		304,200	353,400			
	106		304,400	353,800			
	107		304,800	354,200			
	108		305,100	354,600			
	109		305,300	355,100			
	110		305,700	355,500			
	111		306,100	355,800			
	112		306,400	356,200			
	113		306,500	356,700			
	114		306,800				
	115		307,100				
	116		307,500				
	117		307,700				
	118		307,900				
	119		308,200				
	120		308,500				
	121		309,000				
	122		309,200				
	123		309,400				
	124		309,700				
	125		310,100				
再任用学校職員		191,400	219,200	260,100	279,900	295,300	321,300

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての学校職員に適用する。

48	217,900	268,700	313,000	359,500	379,500	406,900
49	219,000	269,900	314,100	361,200	380,400	407,600
50	220,100	271,000	315,600	362,000	381,200	408,200
51	221,200	272,300	317,200	363,200	382,000	408,700
52	222,300	273,600	318,800	364,200	382,800	409,100
53	223,400	274,500	320,400	365,100	383,600	409,500
54	224,400	275,700	322,100	366,200	384,300	409,800
55	225,200	276,900	323,500	367,200	384,900	410,100
56	226,200	278,300	325,100	368,300	385,600	410,400
57	226,700	279,400	326,600	369,200	386,100	410,800
58	227,700	280,400	327,800	369,800	386,700	411,100
59	228,400	281,300	329,000	370,500	387,400	411,400
60	229,400	282,500	330,200	371,200	388,100	411,700
61	230,200	283,600	331,100	371,800	388,500	412,000
62	231,100	284,500	332,000	372,400	389,200	412,200
63	231,900	285,400	332,800	373,100	389,800	412,600
64	233,000	286,400	333,700	373,800	390,300	413,000
65	233,600	287,000	334,500	374,200	390,800	413,200
66	234,500	287,900	334,900	374,800	391,500	413,400
67	235,400	288,700	335,700	375,500	392,100	413,800
68	236,500	289,600	336,500	376,200	392,700	414,100
69	237,200	290,600	337,400	376,600	393,100	414,300
70	237,900	291,400	338,100	377,200	393,600	414,700
71	238,600	292,100	338,800	377,900	394,200	415,000
72	239,300	292,900	339,500	378,500	394,800	415,200
73	240,100	293,800	339,900	378,700	395,200	415,300
74	240,800	294,200	340,500	379,300	395,600	415,600
75	241,400	294,700	341,100	380,000	395,900	415,900
76	242,000	295,200	341,700	380,600	396,400	416,100
77	242,700	295,400	342,100	381,100	396,700	416,300
78	243,500	295,800	342,600	381,600	397,000	416,600
79	244,300	296,000	343,000	382,200	397,300	416,900
80	245,000	296,400	343,500	382,700	397,600	417,100
81	245,600	296,700	343,900	383,200	397,800	417,300
82	246,300	296,900	344,400	383,800	398,100	417,600
83	247,000	297,300	344,800	384,300	398,400	417,900
84	247,700	297,600	345,300	384,700	398,600	418,100
85	248,200	297,900	345,700	385,000	398,800	418,300
86	248,900	298,200	346,100	385,500	399,100	
87	249,500	298,500	346,600	385,900	399,400	
88	250,200	298,900	347,000	386,300	399,600	
89	250,900	299,200	347,300	386,700	399,800	
90	251,400	299,500	347,700	387,200	400,100	
91	251,800	299,900	348,200	387,600	400,400	
92	252,200	300,300	348,600	388,000	400,600	
93	252,500	300,400	348,900	388,300	400,800	
94		300,700	349,300			
95		301,100	349,700			
96		301,500	350,100			
97		301,700	350,200			
98		302,000	350,700			
99		302,400	351,100			

別表第一 行政職給料表(第五条関係)

学校 職員の 区分	職務の 等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
再任学 校職 員以 外の 学校 職員		円	円	円	円	円	円
	1	146,900	197,700	234,400	268,100	294,500	325,500
	2	148,000	199,500	236,000	270,100	296,800	327,700
	3	149,200	201,400	237,500	271,800	299,100	330,100
	4	150,300	203,200	239,100	273,900	301,200	332,400
	5	151,500	204,800	240,600	275,700	303,200	334,600
	6	152,600	206,600	242,300	277,600	305,600	336,600
	7	153,700	208,400	243,800	279,700	307,900	338,700
	8	154,800	210,200	245,400	281,800	310,100	340,900
	9	156,000	212,000	246,800	284,000	312,100	343,000
	10	157,500	213,800	248,500	286,000	314,500	345,200
	11	158,800	215,600	250,000	288,000	316,700	347,300
	12	160,100	217,400	251,500	290,000	319,000	349,500
	13	161,400	218,800	253,100	292,000	321,000	351,300
	14	162,900	220,600	254,500	294,100	323,300	353,400
	15	164,400	222,300	255,800	296,200	325,400	355,300
	16	166,100	224,100	257,300	298,200	327,500	357,400
	17	167,400	225,900	258,700	300,200	329,600	359,200
	18	168,900	227,600	260,500	302,200	331,700	361,100
	19	170,400	229,400	262,200	304,400	333,700	363,200
	20	172,000	231,100	264,000	306,400	335,600	365,100
	21	173,400	232,700	265,600	308,400	337,500	367,100
	22	176,200	234,300	267,400	310,400	339,600	369,100
	23	178,800	235,900	269,200	312,400	341,500	370,900
	24	181,400	237,400	270,900	314,600	343,700	372,900
	25	184,100	238,600	272,900	316,400	345,100	375,000
	26	185,800	240,200	274,800	318,500	347,100	376,900
	27	187,500	241,500	276,500	320,400	349,200	378,900
	28	189,200	242,900	278,400	322,600	351,100	380,800
	29	190,700	244,100	280,200	324,400	352,900	382,500
	30	192,600	245,400	282,100	326,400	354,800	384,400
	31	194,400	246,500	284,100	328,400	356,600	386,100
	32	196,200	247,800	285,800	330,500	358,400	387,900
	33	197,700	249,000	287,400	331,900	360,300	389,700
	34	199,200	250,200	289,300	333,900	362,300	391,000
	35	200,800	251,500	291,100	336,000	364,100	392,700
	36	202,300	252,700	293,000	338,100	365,700	394,300
	37	203,500	253,600	294,600	340,000	367,200	395,800
	38	204,800	255,000	296,400	342,100	368,500	397,000
	39	206,100	256,500	298,100	344,000	369,900	398,200
	40	207,400	257,900	299,900	345,900	371,300	399,300
	41	208,800	259,300	301,600	347,800	372,700	400,500
	42	210,100	260,800	303,400	349,700	373,700	401,700
	43	211,500	262,200	304,800	351,600	374,800	402,900
	44	212,800	263,500	306,500	353,500	375,900	404,000
	45	214,000	264,700	308,100	355,000	376,800	404,800
	46	215,300	266,000	309,800	356,500	377,700	405,500
47	216,600	267,400	311,300	358,000	378,600	406,200	

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和二十七年山口県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「四千二百円」を「四千四百円」に、「七千二百円」を「七千四百円」に改める。

第十八条の四第二項第一号中「百分の八十五」を「百分の九十」に改め、同項第二号中「百分の四十」を「千分の四百二十五」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

議案第6号

知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求めます。

平成31年（2019年）2月15日

山口県教育委員会

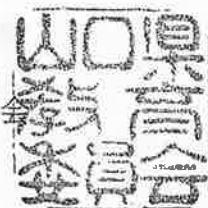
教育長 浅原 司

平 3 0 教 政 第 1 0 3 0 号

平 成 3 1 年 (2019年) 2 月 8 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会



平成 3 1 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する  
意見の申出について (回答)

平成 3 1 年 2 月 8 日付け平 3 0 財 政 第 1 1 5 号で意見を求められた下記の議案については、  
異存ありません。

記

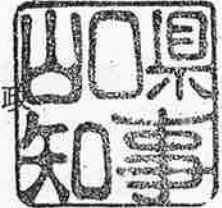
- 1 平成 3 1 年度山口県一般会計予算
- 2 平成 3 0 年度山口県一般会計補正予算 (第 6 号)
- 3 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 5 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 6 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期  
末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 7 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び学校職員の勤務時間、休日、休暇等  
に関する条例の一部を改正する条例
- 8 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例
- 9 山口県使用料手数料条例等の一部を改正する条例
- 10 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 11 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

平成 3 1 年 (2019年) 2 月 8 日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政



平成 3 1 年 2 月 山口県議会定例会に提出予定の議案に関する  
意見について

平成 3 1 年 2 月 山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号) 第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 平成 3 1 年度山口県一般会計予算
- 2 平成 3 0 年度山口県一般会計補正予算 (第 6 号)
- 3 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 5 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 6 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 7 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 8 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例
- 9 山口県使用料手数料条例等の一部を改正する条例
- 1 0 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 1 1 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

## 議案第6号参考資料

### 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 改正の趣旨

平成30年10月17日に行われた人事委員会勧告に基づく一般職の給与改定の趣旨に鑑み、知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和32年山口県条例第20号）及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年山口県条例第41号）の一部を改正するもの。

#### 2 改正の概要

##### (1) 期末手当

各支給期における支給割合を次のとおり改定する。

支給期	現 行	平成30年度の支給割合	平成31年度以降の支給割合
6月期	1.55 月分	1.55 月分	1.65 月分
12月期	1.70	1.75	1.65
合 計	3.25	3.30	3.30

##### (2) 施行期日

規則で定める日から施行し、平成30年4月1日から適用する。ただし、期末手当の平成31年度以降の支給割合については、平成31年4月1日から適用する。



第四条中「千分の千二百二十五」を「百分の百三十」に、「百分の百五十五」と、「千分の千三百七十五」とあるのは「百分の百七十五」を「百分の百六十五」に改める。

## 附 則

### (施行期日等)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の知事等の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の知事等給与条例」という。）の規定及び第三条の規定による改正後の山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

### (期末手当の内払)

3 第一条の規定による改正前の知事等の給与及び旅費に関する条例又は第二条の規定による改正前の山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて平成三十年十二月に支給された期末手当は、改正後の知事等給与条例又は改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

(知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第一条 知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和三十二年山口県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第九条ただし書中「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

第二条 知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第九条ただし書中「千分の千二百二十五」を「百分の百三十」に、「百分の百五十五」と、「千分の千三百七十五」とあるのは「百分の百七十五」を、「百分の百六十五」に改める。

(山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第三条 山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和三十一年山口県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第四条中「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

第四条 山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

議案第7号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を条例の制定についての意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求めます。

平成31年（2019年）2月15日

山口県教育委員会

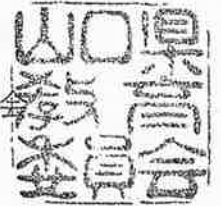
教育長 浅原 司

平 3 0 教 政 第 1 0 3 0 号

平 成 3 1 年 (2019年) 2 月 8 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会



平成 3 1 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する  
意見の申出について (回答)

平成 3 1 年 2 月 8 日付け平 3 0 財 政 第 1 1 5 号で意見を求められた下記の議案については、  
異存ありません。

記

- 1 平成 3 1 年度山口県一般会計予算
- 2 平成 3 0 年度山口県一般会計補正予算 (第 6 号)
- 3 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 5 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 6 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 7 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 8 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例
- 9 山口県使用料手数料条例等の一部を改正する条例
- 1 0 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 1 1 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

平成 3 1 年 (2019年) 2 月 8 日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政



平成 3 1 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する  
意見について

平成 3 1 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号) 第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 平成 3 1 年度山口県一般会計予算
- 2 平成 3 0 年度山口県一般会計補正予算 (第 6 号)
- 3 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 5 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 6 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 7 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 8 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例
- 9 山口県使用料手数料条例等の一部を改正する条例
- 1 0 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 1 1 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

## 議案第7号参考資料

### 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 改正の趣旨

時間外勤務命令の上限時間の設定等について、労働基準法の改正や、それを踏まえた国家公務員における人事院規則の改正に準じて、関連条例を整備するもの

#### 2 改正の概要

##### (1) 改正する条例

- ア 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例
- イ 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

##### (2) 改正の内容

- ア 時間外勤務命令の根拠となる条文を整備
- イ 時間外勤務命令の上限時間の設定等に係る人事委員会規則への委任規定を整備

#### 3 施行期日

平成31年4月1日

ける勤務並びに」に、「を含むものとする。次項において同じ」を「(次項において「時間外勤務」という)に改める。

第二十条中「第七条第一項」の下に、「第七条の二」を加える。

#### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

2 一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第九条」を「第八条」に改める。

第九条中「第二条から第五条までの規定による勤務時間（以下「          」及び「          」という。）」を削る。

（学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

第二条 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和四十六年山口県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の一条を加える。

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

第七条の二 教育委員会は、校務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、正規の勤務時間以外の時間において、学校職員に第九条の日直又は宿直以外の勤務をすることを命ずることができ、          。ただし、当該学校職員が育児短時間勤務学校職員等である場合にあっては、当該学校職員に当該勤務を命じなければ校務の運営に著しい支障が生ずると認められるときに限り、当該勤務を命ずることができ、          。

第八条第一項中「時間外勤務（          ）」を「前条の規定による」に、「を超える勤務をいい、」を「以外の時間にお



職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を

#### 改正する条例

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第一条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山口県条例第十一号)の一部を次のように改

正する。

第七条を削り、第八条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第八条 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、

第二条から第五条までの規定による勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間において、職員

に前条の日直又は宿直以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員

等である場合にあつては、当該職員に当該勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められる

ときに限り、当該勤務を命ずることができる。

議案第8号

職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
の意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認  
を求めます。

平成31年（2019年）2月15日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司

平 3 0 教 政 第 1 0 3 0 号

平 成 3 1 年 (2019年) 2 月 8 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会



平成31年2月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する  
意見の申出について (回答)

平成31年2月8日付け平3.0財政第115号で意見を求められた下記の議案については、  
異存ありません。

記

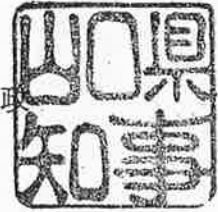
- 1 平成31年度山口県一般会計予算
- 2 平成30年度山口県一般会計補正予算 (第6号)
- 3 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 5 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 6 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 7 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 8 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例
- 9 山口県使用料手数料条例等の一部を改正する条例
- 10 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 11 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

平成 3 1 年 (2019年) 2 月 8 日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政



平成 3 1 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する  
意見について

平成 3 1 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 平成 3 1 年度山口県一般会計予算
- 2 平成 3 0 年度山口県一般会計補正予算（第 6 号）
- 3 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 5 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 6 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 7 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 8 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例
- 9 山口県使用料手数料条例等の一部を改正する条例
- 1 0 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 1 1 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

## 議案第8号参考資料

### 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 改正の趣旨

学校教育法の一部改正に伴い、職員の自己啓発等休業に関する条例について  
所要の改正を行うもの

#### 2 改正の内容

職員の自己啓発等休業に関する条例第四条第二号中「第百四条第四項第二号」  
を「第百四条第七項第二号」に改正する

#### 3 施行期日

平成31年4月1日

職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

職員の自己啓発等休業に関する条例（平成十九年山口県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「第四百四条第四項第二号」を「第四百四条第七項第二号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の職員の自己啓発等休業に関する条例第四条第二号に規定する課程には、学校教育法の一部を改正する

法律（平成二十九年法律第四十一号）による改正前の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四百四条第四

項第二号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められていた課程を含むものとする。

議案第9号

山口県使用料手数料条例等の一部を改正する条例の制定に  
ついての意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認  
を求めます。

平成31年（2019年）2月15日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司

平 3 0 教 政 第 1 0 3 0 号

平 成 3 1 年 (2019年) 2 月 8 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会



平成 3 1 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する  
意見の申出について (回答)

平成 3 1 年 2 月 8 日付け平 3 0 財 政 第 1 1 5 号で意見を求められた下記の議案については、  
異存ありません。

記

- 1 平成 3 1 年度山口県一般会計予算
- 2 平成 3 0 年度山口県一般会計補正予算 (第 6 号)
- 3 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 5 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 6 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 7 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 8 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例
- 9 山口県使用料手数料条例等の一部を改正する条例
- 1 0 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 1 1 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例



山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政



平成 3 1 年 2 月 山口県議会定例会に提出予定の議案に関する  
意見について

平成 3 1 年 2 月 山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号) 第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 平成 3 1 年度山口県一般会計予算
- 2 平成 3 0 年度山口県一般会計補正予算 (第 6 号)
- 3 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 5 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 6 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 7 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 8 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例
- 9 山口県使用料手数料条例等の一部を改正する条例
- 1 0 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 1 1 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

山口県使用料手数料条例等の一部を改正する条例

1 改正する条例（下線部は教育委員会所管分）

- (1) 山口県使用料手数料条例
- (2) 山口県道路占用料徴収条例
- (3) 下関漁港管理条例
- (4) 山口県港湾施設管理条例
- (5) 山口県漁港管理条例
- (6) 山口県工業用水道条例
- (7) 山口県立都市公園条例
- (8) 山口県青少年自然の家条例
- (9) 山口県入港料徴収条例
- (10) 山口県立美術館条例
- (11) 山口県山口宇部空港管理条例
- (12) 山口県セミナーパーク条例
- (13) 山口県国際総合センター条例
- (14) 山口県民文化ホール条例
- (15) 山口県健康づくりセンター条例
- (16) 一般海域の利用に関する条例
- (17) 山口県芸術村条例
- (18) 山口県民芸術文化ホール条例
- (19) 山口県漁港土砂採取料等徴収条例
- (20) 山口県河川流水占用料等徴収条例
- (21) 山口県港湾占用料等徴収条例
- (22) 山口県海岸占用料等徴収条例
- (23) 砂防指定地における行為の規制及び砂防設備の管理に関する条例
- (24) 山口県スポーツ交流まちづくり拠点施設条例
- (25) 山口県フラワーランド条例
- (26) 山口県防災センター条例

2 改正の理由

- (1) 消費税及び地方消費税の税率改正（8%→10%）に伴うもの

3 改正の内容

別添のとおり

4 施行期日

平成31年10月1日

5 経過措置

第7条（山口県山口宇部空港管理条例）の規定は、施行の際、現に山口宇部空港に停留している航空機に係る停留料については、従前の金額を適用

6 改正による増収見込額

消費税率引上げに伴うもの	40,426 千円
--------------	-----------

# 第1条・第2条 山口県使用料手数料条例

## 別表第一

### 9 教育委員会関係使用料手数料

名称	区分	単位	現行金額(円)	改定金額(円)	備考
図書館使用料	レクチャールーム	一時間につき	4,010	4,080	
教育職員免許状授与等手数料	免許法認定講習の実施	一科目につき	1,530	1,550	

## 第3条 ～ 第8条 略

## 第9条 山口県青少年自然の家条例

### 別表

名称	区分	単位	現行金額(円)	改定金額(円)	備考	
山口県由宇青少年自然の家	一般宿泊室 専用使用	一日につき	7,200	7,330		
	集团宿泊室 専用使用	一日につき	16,450	16,750		
	宿泊する場合 宿泊しない場合	午前九時から正午まで	2,590	2,630		
		午後一時から午後五時まで	3,440	3,500		
	午後六時から午後十時まで	4,290	4,360			
		午前九時から午後五時まで	6,030	6,130		
	午後一時から午後十時まで	7,740	7,860			
		午前九時から午後十時まで	10,330	10,490		
	器具の使用	延長料一時間につき	1,080	1,100		
		一点又は一組一回につき	1,020	1,030	の範囲内で知事が定める額	
	研修室 専用使用 平日	午前九時から正午まで	1,510	1,530		
		午後一時から午後五時まで	2,000	2,030		
		午後六時から午後十時まで	2,500	2,540		
		午前九時から午後五時まで	3,510	3,560		
		午後一時から午後十時まで	4,510	4,570		
		午前九時から午後十時まで	6,020	6,100		
		延長料一時間につき	620	630		
		休日等	午前九時から正午まで	1,810	1,840	
			午後一時から午後五時まで	2,400	2,440	
			午後六時から午後十時まで	3,000	3,050	
午前九時から午後五時まで			4,210	4,280		
午後一時から午後十時まで			5,410	5,490		
午前九時から午後十時まで			7,230	7,330		
器具の使用		延長料一時間につき	750	760		
	一点又は一組一回につき	1,020	1,030	の範囲内で知事が定める額		

名称	区分	単位	現行金額(円)	改定金額(円)	備考
創作室	専用使用 平日	午前九時から正午まで	1,540	1,560	
		午後一時から午後五時 まで	2,040	2,070	
		午後六時から午後十時 まで	2,560	2,600	
		午前九時から午後五時 まで	3,580	3,630	
		午後一時から午後十時 まで	4,600	4,670	
	休日等	午前九時から午後十時 まで	6,150	6,230	
		延長料一時間につき	630	640	
		午前九時から正午まで	1,850	1,880	
		午後一時から午後五時 まで	2,440	2,480	
		午後六時から午後十時 まで	3,060	3,110	
	器具の使用	午前九時から午後五時 まで	4,290	4,360	
		午後一時から午後十時 まで	5,520	5,590	
		午前九時から午後十時 まで	7,370	7,470	
		延長料一時間につき	760	770	
		一点又は一組一回につ き	1,260	1,280	の範囲内で知事が定 める額
イベントホール	専用使用 平日	午前九時から正午まで	2,770	2,820	
		午後一時から午後五時 まで	3,690	3,750	
		午後六時から午後十時 まで	4,600	4,680	
		午前九時から午後五時 まで	6,460	6,570	
		午後一時から午後十時 まで	8,300	8,430	
	休日等	午前九時から午後十時 まで	11,070	11,250	
		延長料一時間につき	1,150	1,170	
		午前九時から正午まで	3,330	3,390	
		午後一時から午後五時 まで	4,420	4,500	
		午後六時から午後十時 まで	5,520	5,620	
	器具の使用	午前九時から午後五時 まで	7,750	7,890	
		午後一時から午後十時 まで	9,950	10,120	
		午前九時から午後十時 まで	13,280	13,510	
		延長料一時間につき	1,370	1,390	
		一点又は一組一回につ き	6,820	6,940	の範囲内で知事が定 める額
控室	専用使用	午前九時から正午まで	1,690	1,720	
		午後一時から午後五時 まで	2,250	2,290	
		午後六時から午後十時 まで	2,810	2,860	
		午前九時から午後五時 まで	3,940	4,010	
		午後一時から午後十時 まで	5,070	5,150	
		午前九時から午後十時 まで	6,760	6,870	

名 称	区 分	単 位	現行金額(円)	改定金額(円)	備 考
		延長料一時間につき	690	700	
音楽室	専用使用 器具の使用	一時間につき 一点又は一組一回につ き	720 2,960	730 3,010	
			の範囲内で知事が定 める額	の範囲内で知事が定 める額	
交歓室	専用使用 平日	午前九時から正午まで 午後一時から午後五時 まで 午後六時から午後十時 まで 午前九時から午後五時 まで 午後一時から午後十時 まで	1,820 2,410 3,020 4,230 5,440	1,850 2,450 3,070 4,300 5,520	
	休日等	午前九時から午後十時 まで 延長料一時間につき 午前九時から正午まで 午後一時から午後五時 まで 午後六時から午後十時 まで 午前九時から午後五時 まで 午後一時から午後十時 まで 午前九時から午後十時 まで	7,260 750 2,180 2,900 3,620 5,080 6,520 8,710	7,370 760 2,220 2,950 3,680 5,170 6,630 8,850	
	器具の使用	延長料一時間につき 一点又は一組一回につ き	890 1,020	900 1,030	
			の範囲内で知事が定 める額	の範囲内で知事が定 める額	
キャンプ場	専用使用	一日一区画につき	1,230	1,250	
	器具の使用	一点又は一組一回につ き	960	970	
			の範囲内で知事が定 める額	の範囲内で知事が定 める額	

第10条 ～ 第27条 略

「六千七百六十円」を「六千八百七十円」に、「六百九十円」を「七百円」に改め、同項音楽室に関する部分中「七百二十円」を「七百三十円」に、「二千九百六十円」を「三千十円」に改め、同項交歓室に関する部分中「千八百二十円」を「千八百五十円」に、「二千四百十円」を「二千四百五十円」に、「三千二十円」を「三千七十円」に、「四千二百三十円」を「四千三百円」に、「五千四百四十円」を「五千五百二十円」に、「七千二百六十円」を「七千三百七十円」に、「七百五十円」を「七百六十円」に、「二千八百八十円」を「二千二百二十円」に、「二千九百円」を「二千九百五十円」に、「三千六百二十円」を「三千六百八十円」に、「五千八十円」を「五千百七十円」に、「六千五百二十円」を「六千六百三十円」に、「八千七百十円」を「八千八百五十円」に、「八百九十円」を「九百円」に、「千二十円」を「千三十円」に改め、同項キャンプ場に関する部分中「千二百三十円」を「千二百五十円」に、「九百六十円」を「九百七十円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

円」に、「七百五十円」を「七百六十円」に、「千二十円」を「千三十円」に改め、同項創作室に関する部分中「千五百四十円」を「千五百六十円」に、「二千四十円」を「二千七十円」に、「二千五百六十円」を「二千六百円」に、「三千五百八十円」を「三千六百三十円」に、「四千六百七十円」を「四千六百五十円」を「六千二百三十円」に、「六百三十円」を「六百四十円」に、「千八百五十円」を「千八百八十円」に、「二千四百四十円」を「二千四百八十円」に、「三千六十円」を「三千百十円」に、「四千二百九十円」を「四千三百六十円」に、「五千五百二十円」を「五千五百九十円」に、「七千三百七十円」を「七千四百七十円」に、「七百六十円」を「七百七十円」に、「千二百六十円」を「千二百八十円」に改め、同項イベントホールに関する部分中「二千七百七十円」を「二千八百二十円」に、「三千六百九十円」を「三千七百五十円」に、「四千六百八十円」を「四千六百六十円」を「六千五百七十円」に、「八千三百円」を「八千四百三十円」に、「一万千七十円」を「一万千二百五十円」に、「千五百五十円」を「千百七十円」に、「三千三百三十円」を「三千三百九十円」に、「四千四百二十円」を「四千五百円」に、「五千五百二十円」を「五千六百二十円」に、「七千七百五十円」を「七千八百九十円」に、「九千九百五十円」を「一万百二十円」に、「一万三千二百八十円」を「一万三千五百十円」に、「千三百七十円」を「千三百九十円」に、「六千八百二十円」を「六千九百四十円」に改め、同項控室に関する部分中「千六百九十円」を「千七百二十円」に、「二千二百五十円」を「二千二百九十円」に、「二千八百十円」を「二千八百六十円」に、「三千九百四十円」を「四千十円」に、「五千七十円」を「五千百五十円」に、

山口県青少年自然の家条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日提出

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県青少年自然の家条例の一部を改正する条例

山口県青少年自然の家条例（昭和四十九年山口県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表の三の項一般宿泊室に関する部分中「七千二百円」を「七千三百三十円」に改め、同項集団宿泊室に関する部分中「一万六千四百五十円」を「一万六千七百五十円」に、「二千五百九十円」を「二千六百三十円」に、「三千四百四十円」を「三千五百円」に、「四千二百九十円」を「四千三百六十円」に、「六千三百十円」を「六千三百三十円」に、「七千七百四十円」を「七千八百六十円」に、「一万三千三百三十円」を「一万四千九十円」に、「千八十円」を「千百円」に、「千二十円」を「千三十円」に改め、同項研修室に関する部分中「千五百十円」を「千五百三十円」に、「二千円」を「二千三十円」に、「二千五百円」を「二千五百四十円」に、「三千五百十円」を「三千五百六十円」に、「四千五百十円」を「四千五百七十円」に、「六千二十円」を「六千百円」に、「六百二十円」を「六百三十円」に、「千八百十円」を「千八百四十円」に、「二千四百円」を「二千四百四十円」に、「三千円」を「三千五十円」に、「四千二百十円」を「四千二百八十円」に、「五千四百十円」を「五千四百九十円」に、「七千二百三十円」を「七千三百三十円」に



議案第 号

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例

平成三十一年 月 日提出

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例

山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。  
別表第一の9の表十一の項中「千五百三十円」を「千五百五十円」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

議案第 号

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日提出

山口県知事 村岡嗣政

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例

山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の9の表二の項中「四千十円」を「四千八十円」に改める。

附則

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

議案第10号

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例の制定についての  
意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認  
を求めます。

平成31年（2019年）2月15日

山口県教育委員会

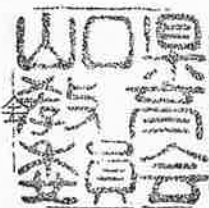
教育長 浅原 司

平 3 0 教 政 第 1 0 3 0 号

平 成 3 1 年 (2019年) 2 月 8 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会



平成31年2月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する  
意見の申出について (回答)

平成31年2月8日付け平30財第115号で意見を求められた下記の議案については、  
異存ありません。

記

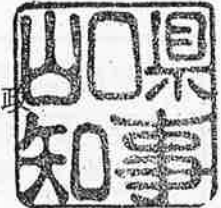
- 1 平成31年度山口県一般会計予算
- 2 平成30年度山口県一般会計補正予算 (第6号)
- 3 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 5 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 6 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 7 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 8 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例
- 9 山口県使用料手数料条例等の一部を改正する条例
- 10 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 11 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

平成 3 1 年 (2019年) 2 月 8 日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政



平成 3 1 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する  
意見について

平成 3 1 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 平成 3 1 年度山口県一般会計予算
- 2 平成 3 0 年度山口県一般会計補正予算（第 6 号）
- 3 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 5 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 6 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 7 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 8 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例
- 9 山口県使用料手数料条例等の一部を改正する条例
- 1 0 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 1 1 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

議案第10号参考資料

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

高等学校、中等教育学校、特別支援学校、中学校及び小学校の学校職員の定数について、児童生徒数の減少、教職員定数の改善等により、所要の増減員を行う。

2 改正の内容

(単位：人)

区 分	現行定数	改正定数	増 減	摘 要	
高等学校	校長及び教員	2,169	2,149	△ 20	収容定員による減等 △ 20人
	校長及び教員以外の職員	503	489	△ 14	収容定員による減等 △ 14人
	計	2,672	2,638	△ 34	
中等教育学校	校長及び教員	60	59	△ 1	収容定員による減 △ 1人
	校長及び教員以外の職員	7	7	0	
	計	67	66	△ 1	
特別支援学校	校長及び教員	1,264	1,264	0	
	校長及び教員以外の職員	158	158	0	
	計	1,422	1,422	0	
中学校	校長及び教員	3,024	2,991	△ 33	学級減等 定数改善等 △ 40人 7人
	校長及び教員以外の職員	175	168	△ 7	学級減等 定数改善 △ 8人 1人
	計	3,199	3,159	△ 40	
小学校	校長及び教員	5,125	5,083	△ 42	学級減等 定数改善等 △ 66人 24人
	校長及び教員以外の職員	368	358	△ 10	学級減等 定数改善等 △ 13人 3人
	計	5,493	5,441	△ 52	
合 計	校長及び教員	11,642	11,546	△ 96	
	校長及び教員以外の職員	1,211	1,180	△ 31	
	計	12,853	12,726	△ 127	

3 施行期日

平成31年 4月 1日

4 その他

新旧対照表(別紙)

議案第 号

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例

平成三十一年 月 日提出

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例

山口県学校職員定数条例（昭和三十一年山口県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「二、一六九人」を「二、一四九人」に、「五〇三人」を「四八九人」に、「二、六七二人」を「二、六三八人」に改め、同条第二号中「六〇人」を「五九人」に、「六七人」を「六六人」に改め、同条第四号中「三、〇二四人」を「三、九九一人」に、「二七五人」を「二六八人」に、「三、一九九人」を「三、一五九人」に改め、同条第五号中「五、一二五人」を「五、〇八三人」に、「三六八人」を「三五八人」に、「五、四九三人」を「五、四四一人」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

議案第11号

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例の制定についての  
意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求めます。

平成31年(2019年)2月15日

山口県教育委員会  
教育長 浅原 司



平 3 0 教 政 第 1 0 3 0 号

平 成 3 1 年 (2019年) 2 月 8 日

山口県知事 村岡 嗣政 様



山口県教育委員会

平成 3 1 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する  
意見の申出について (回答)

平成 3 1 年 2 月 8 日付け平 3 0 財 政 第 1 1 5 号で意見を求められた下記の議案については、  
異存ありません。

記

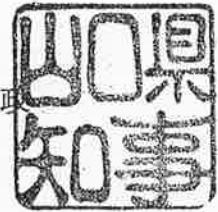
- 1 平成 3 1 年度山口県一般会計予算
- 2 平成 3 0 年度山口県一般会計補正予算 (第 6 号)
- 3 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 5 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 6 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 7 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 8 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例
- 9 山口県使用料手数料条例等の一部を改正する条例
- 10 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 11 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

平成 3 1 年 (2019年) 2 月 8 日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政



平成 3 1 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する  
意見について

平成 3 1 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号) 第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 平成 3 1 年度山口県一般会計予算
- 2 平成 3 0 年度山口県一般会計補正予算 (第 6 号)
- 3 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 5 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 6 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 7 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 8 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例
- 9 山口県使用料手数料条例等の一部を改正する条例
- 1 0 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 1 1 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

## 議案第 11 号参考資料

### 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

#### 1 改正の理由

平成 28 年 4 月に下関工科高等学校を開校し、下関工業高等学校の生徒募集を停止したことに伴い、平成 30 年度末をもって下関工業高等学校の在籍者がいなくなり、同校が廃止となるため、山口県立高等学校等条例を改正する必要がある。

#### 2 改正の内容

別表山口県立下関工業高等学校の項を削除する。

#### 3 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日

#### 【参考】下関工業高等学校の沿革

##### 《全日制》

- 昭和 14 年 山口県立下関工業学校開校
- 昭和 23 年 山口県立下関工業高等学校と改称
- 昭和 24 年 山口県立下関実業高等学校と統合
- 昭和 29 年 幡生校舎と分離し、山口県立下関安岡工業高等学校と改称
- 昭和 39 年 山口県立下関工業高等学校と改称
- 平成 28 年 山口県立下関中央工業高等学校と統合し、山口県立下関工科  
高等学校開校
- 平成 30 年 山口県立下関工業高等学校全日制課程を廃止

##### 《定時制》

- 昭和 23 年 山口県立下関実業高等学校に夜間定時制課程を設置
- 昭和 24 年 山口県立下関実業高等学校が山口県立下関工業高等学校と統  
合し、山口県立下関工業高等学校と改称
- 昭和 29 年 山口県立下関安岡工業高等学校と改称
- 昭和 39 年 山口県立下関工業高等学校と改称
- 平成 28 年 山口県立下関中央工業高等学校と統合し、山口県立下関工科  
高等学校開校
- 平成 31 年 山口県立下関工業高等学校定時制課程を廃止

議案第 号

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

平成三十一年 月 日提出

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

山口県立高等学校等条例（昭和三十九年山口県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表山口県立下関工業高等学校の項を削る。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

山口県知事 村岡 嗣 政

## 報告事項

番号	件 名	主 管 課
1	平成31年度（2019年度）山口県立学校職員（船員）採用候補者選考試験の結果について	教 職 員 課
2	学校運営協議会を設置する学校について	高 校 教 育 課
3	山口県いじめ調査検証委員会の調査報告について ※別冊資料	学 校 安 全 ・ 体 育 課

## 報告事項 1

### 平成31年度(2019年度)山口県立学校職員(船員)採用候補者選考試験の 選考結果について

教職員課

通信長志願者については、1名受験し、選考の結果、1名を採用候補者名簿の登載予定者としてしました。

司厨員については、2名が受験し、1名を登載予定者としてしました。

倍率は、通信長が1倍、司厨員が2倍となりました。

職種、採用予定人員、受験者数、名簿登載予定者数、受験倍率は、次のとおりです。

職種	採用予定人員	受験者数 A	名簿登載予定者数 B	受験倍率 A/B
通信長	1	1	1	1.0
司厨員	1	2	1	2.0

# 平成31年度（2019年度）山口県立学校職員（船員）採用候補者 選考試験の実施について

教 職 員 課

## 1 選考職種、採用見込者数及び職務の概要

選考職種	採用見込者数	職 務 の 概 要
通信長	1人	山口県・福岡県・長崎県が共同運航する実習船「海友丸」に乗り組み、通信長業務に従事する。
司厨員	1人	山口県・福岡県・長崎県が共同運航する実習船「海友丸」に乗り組み、司厨員業務に従事する。

## 2 任期

平成31年4月1日～平成32年3月31日（1年間）

ただし、採用された日から5年を超えない範囲内で任期を更新する場合があります。

## 3 受験資格

通信長

平成31年4月1日以降の乗船が可能な者で、次のア又はイを満たす者

ア 1級海技士（通信）の免許を有する者又は平成31年3月31日までに当該免許を取得する見込みの者

イ 2級海技士（通信）の免許かつ3級海技士（電子通信）以上の免許を有する者又は平成31年3月31日までに当該免許を取得する見込みの者

司厨員

平成31年4月1日以降の乗船が可能な者で、次のア又はイを満たす者

ア 船内における食料の支給を行う者に関する省令第2条第1項に規定する船舶料理士の資格を有する者

イ 調理師法第3条に規定する調理師の免許を有する者

## 4 志願書類等の受付期間

平成30年11月12日（月）から11月30日（金）まで

## 5 試験の期日・場所

(1) 期 日 平成30年12月21日（金）

(2) 場 所 山口県庁14階 教育委員会室

## 6 試験の内容

口述試験

## 7 採用候補者名簿登載予定者の発表等

(1) 日 時 平成31年1月25日（金）午前9時

(2) 内 容 採用候補者名簿登載予定者の受験番号を掲載

(3) 場 所 山口県庁エントランスホール

山口県教育委員会の教職員課のホームページ

## 学校運営協議会を設置する学校（コミュニティ・スクール）について

### 1 新規設置校

- 地域と連携・協働する教育の更なる充実を図るため、11校に新規設置

岩国高校	柳井商工高校	防府高校	宇部中央高校
宇部西高校	宇部商業高校	小野田高校	厚狭高校
西市高校	下関南高校	下関双葉高校	

### 2 設置の期日 平成31年4月1日

### 3 平成31年度実施計画（案）の主な内容

学校運営協議会制度の仕組みを生かした学校と地域の連携・協働体制の構築に取り組むとともに、学校・学科の特色を生かした高校ならではの取組を行うことにより、地域の活性化や地域課題の解決に向けた拠点としてのコミュニティ・スクールの機能を充実

#### ■ 11校共通

- ・学校運営協議会（年3回実施予定）

地元地域の保護者や地域住民に加え、学校・学科の特性に応じて、広く大学や企業の関係者を委員に任命し、学校運営の基本的な方針の承認、学校運営の改善に向けた協議・提言、運営状況についての評価などを実施する予定

#### ■ 各校の地域と連携した取組の例

##### 【岩国高校】

- ・地域の教育資源（伝統・文化・自然）を活用した体験型活動
- ・地域の「やまぐち教育応援団」登録事業所等を活用したキャリア教育
- ・地域の小・中学生への学習支援や地域行事におけるボランティア活動

##### 【柳井商工高校】

- ・地域伝統文化の継承・普及活動
- ・地域行事への参加、ボランティア及び小・中学校への出前講義
- ・生徒会との学校運営協議

##### 【防府高校】

- ・山口大学、県立総合医療センターとの連携による医療系進学希望者対象の進路ガイダンス
- ・衛生看護科・専攻科生徒による文化祭等でのヘルスチェック
- ・福祉施設等でのボランティア活動

##### 【宇部中央高校】

- ・無人駅の駅舎を利用した地域の情報発信及び地域活性化に向けたイベント等の実施
- ・企業と連携した衣服に関する活動
- ・大学・企業・地域の人材を活用した授業や講演会等



**【宇部西高校】**

- ・ 地域の人材を活用した講演会、出前講座
- ・ 小中学生や地域住民を対象とした園芸講座
- ・ 高大連携事業（大学の科目を履修し、高校の単位に置き換え）

**【宇部商業高校】**

- ・ 学校設定科目「地域ビジネスと起業家」における外部講師（地域の起業家、民間企業、関係機関等）の招聘
- ・ 宇部商デパートにおけるキッズモール（小学生のおしごと体験）の企画運営
- ・ 卒業生を講師とした「卒業生の体験談」

**【小野田高校】**

- ・ 山口東京理科大学との連携・協働（出前講座、大学訪問、図書館活動等）
- ・ 「かるたの町、山陽小野田市」をめざす取組への積極的参画
- ・ 山陽小野田市立中央図書館との連携による図書館活動

**【厚狭高校】**

- ・ 地元企業等の支援による実技指導及びインターンシップ
- ・ 地元企業等と連携した地元食材等を使用した商品開発及び地元の祭りでの開発商品の販売
- ・ 地元幼稚園・保育園のお遊戯会支援及びボランティア活動

**【西市高校】**

- ・ 地域理解やキャリア教育の充実に向けた農家や地元企業等でのインターンシップ
- ・ 地域行事等における特産品販売・ボランティア活動
- ・ 地域の食材を活用した創作料理や加工品の開発

**【下関南高校】**

- ・ 大学・企業や地域の人材を活用した講演会
- ・ 高大連携事業による集中講義
- ・ 地域の小学校への学習支援ボランティア

**【下関双葉高校】**

- ・ 大学・企業や地域の人材を活用した講演会
- ・ 進路意識の高揚をめざした大学・企業訪問
- ・ 下関総合支援学校との交流

**※ 既導入校（32校）**

周防大島高校	岩国総合高校	高森高校	岩国商業高校
岩国工業高校	柳井高校	熊毛南高校	田布施農工高校
華陵高校	下松工業高校	熊毛北高校	徳山商工高校
南陽工業高校	防府西高校	防府商工高校	山口中央高校
西京高校	山口農業高校	宇部高校	宇部工業高校
小野田工業高校	美祢青嶺高校	豊浦高校	長府高校
下関西高校	下関北高校	下関工科高校	大津緑洋高校
萩高校	萩商工高校	高森みどり中学校	下関中等教育学校

